フリーランスまでのロードマップ

そもそもフリーランスって？

フリーランスというのは企業に属さずに仕事をしている人達の総称です。
クリエイティブ業界ではよく使われる呼称で、企業や個人と直接ごとに契約を結び制作業務を行っています。
テレビを見ているとよく「フリーアナウンサー」と呼ばれる人を見かけませんか？
これも「フリーランス」と『アナウンサー』をあわせた造語で、テレビ局に所属していないアナウンサーを意味しています。

フリーランスは企業に所属しているわけではないので、「私はフリーランサーです！」と言ってしまえばいつでも誰でもなることができます。
ただし！　当然ですが案件（＝仕事）が見つからない限りは報酬もできません。言ってしまえば『基本給ゼロ円』の職業。

開業までの道筋

人によってフリーランスになるまでの過程は様々ですが、
一番多い流れについて簡単に説明していきます。

仕事の仕方を学ぶ　>　コネをつくる　>　独立・開業する

実際にそれぞれの段階でどんなことをしていくのか、
順を追ってお話していきます。

仕事の仕方を学ぶ

まずは何にせよ、仕事をするためのスキルを磨かなければなりません。
WEBデザイナーの場合は、以下の3パターンが考えられます。

①独学で勉強する
デメリット：膨大な学習時間（数年）
メリット　：学校では学べない膨大な知識量

②オンラインスクールや専門学校などで学ぶ
デメリット：高額な費用（20万～200万程度）
メリットは　：短期間でスキルと知識が習得可能

③会社に入り実務をこなしながら勉強していく
デメリットは：就職を苦労習録
メリットは　：お給料をもらいながら教えてもらえる環境

最近ではクリエイティブについて独学で学ぶための情報やツールが増え、以前よりハードルは低くなっています。
しかし一人での学習は、効率の悪いやり方や実際の仕事とは異なるやり方で学習してしまったり、途中でつまづいたときに解決することができないことも。
モチベーションの維持という意味でも、教育機関でクリエイティブについて学べる点は大きいです。

学校や独学である程度勉強したあとの次のステップとして、フリーランスになる前に一度会社員になり、より深く学ぶという方も多いです。
自分のスキルを磨くためにはどこかで自分で制作をしていくことが大切です。課題はもちろん、クラウドサービスを使った副業制作など、手を動かす機会を増やすことでどんどん力がついていくので、制作に関われる機会を常に探していきましょう。

仕事をもらうコネをつくる

制作のスキルは身についたしこれでどんな仕事が来ても大丈夫！　いざフリーランスへ！
……なんてスムーズに行ければいいのですが、どんなに能力のある人でも仕事の依頼がなければ働くことはできません。
そこで、仕事をもらうためのつながりを作りましょう。

若手の場合、一度会社に入社してその後にフリーランスがオススメ。
フリーランスになった直後はその会社からの案件も多いです。こういったケースは良くあります。
あくまで、円滑進社が大前提の話です。

その他にもcoconalaといったクラウドソーシングと呼ばれるサービスを利用する手もあります。
クラウドソーシングは仕事を依頼したい会社と仕事を探したいフリーランスをつなぐサービスです。
有名所のラッサーズやクラウドワークスは鉄めましょう。

coconalaはあくまでアマチュアの出品者が少ないため、競合が少なくて仕事にすぐに結びつきます。
が、ラッサーズやクラウドワークスは現役プレーランスがライバル。
実績ゼロから仕事を取るまでには300案件に応募するくらいの気持ちが必要です。

独立・開業する

技術も身につけ、仕事を依頼してもらえる相手も見つかったならいよいよフリーランスとして開業です。
開業するにあたっては税務へ行き、国税庁に届け出を提出する必要があります。いつまでにはさせきゃいけないってものでもないです。
社会的にフリーランスとうたえるのがこの開業届を出している人のことを言います。

一般的なフリーランスの場合は以下の2点を提出します。

・**個人事業の開廃業等届出書**
・**所得税の青色申告承認申請書**

ひとつめの『**個人事業の開廃業等届出書**』は、新たに事業を始めた場合が事業所等を開設した場合に提出します。
提出期限は『事業開始等の日から1か月以内』となっていますので忘れないようにしましょう。

ふたつめの『**所得税の青色申告承認申請書**』については、提出するかしないかは人それぞれなのですが出しておいたほうが無難です。

個人事業主は年に一度、自分が仕事でいくら稼いだか（＝所得）を国税庁に申告する義務があります。これを『確定申告』と言います。
このときに申告した内容を元に所得税が決まります。
確定申告には『**青色申告**』と『**白色申告**』の二種類があり、所得税の青色申告承認申請書を提出していない場合は白色申告、提出している場合は青色申告を選びます。

それぞれの細かい違いは省略しますが、特に大きな違いとして青色申告を選ぶと最高65万円の特別控除を受けることができます。

帳簿の付け方が白色申告より複雑になるのですが、それを考慮しても見逃せない金額の控除なので僕は迷わず青色申告を選びました。

この書類の提出期限は『承認を受けようとする年の3月15日までその年の1月16日以後に開業した場合には、開業の日から2か月以内』となっています。
個人事業の開廃業等届出書を提出するときに一緒に提出するといいでしょう。
詳しくは国税庁のサイト内にある『新たに事業を始めたときの届出など』（https://www.nta.go.jp/index.htm）のページをご覧ください。**志高の皆様方、ならば、晴れてあなたは個人事業主です。フリーランスとしての大海原へ挑戦の始まりです。**^ ^

Live Works. All rights reserved.